

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

社会福祉法人 前橋あそか会
やすらぎ園居宅介護支援事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第1070100290号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。

ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「経過的要介護」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 苦情の受付について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 前橋あそか会
(2) 法人所在地 群馬県前橋市江木町1231番地
(3) 電話番号 027-269-1566
(4) 代表者氏名 理事長 鈴木 浩文
(5) 設立年月 昭和42年9月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的
介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
(3) 事業所の名称 やすらぎ園居宅介護支援事業所
平成11年9月30日指定 群馬県 124号
(4) 事業所の所在地 群馬県前橋市江木町1225-1番地
(5) 電話番号 027-269-1667
(6) 事業所長(管理者) 氏名 町田 恵理子
(7) 当事業所の運営方針
一 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
(8) 開設年月 平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 前橋市全域
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 国民の祝日及び12/30~1/3を除く
受付時間	月~金 8:30~17:30 土・日・祝日 電話対応
サービス提供時間帯	月~金 8:30~17:30

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名		1名	1名	介護支援専門員兼務
2. 介護支援専門員	3名		3名	3名	

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
 （例）週 8 時間勤務の介護支援専門員が 5 名いる場合、常勤換算では、
 1 名（8 時間×5 名÷40 時間=1 名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

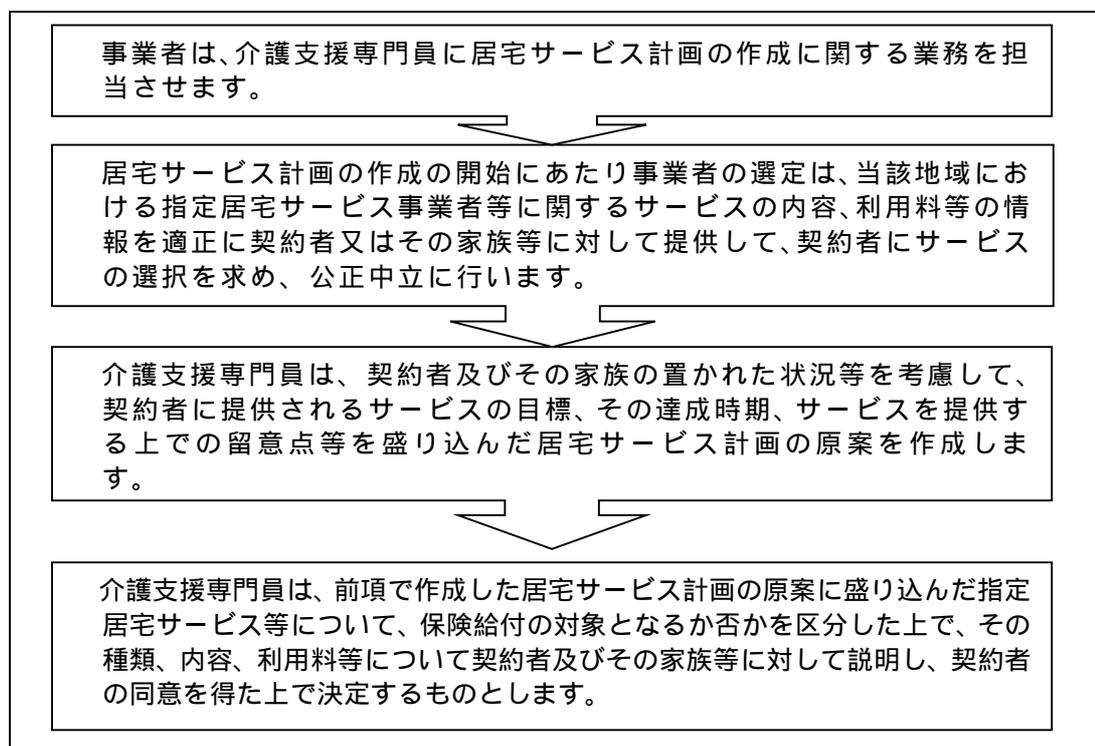
（1）サービスの内容と利用料金（契約書第 3～6 条、第 8 条参照）*

<サービスの内容>

居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

公正中立に関するもの

サービス事業者の選定

- ・サービス事業者の選定にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・集合住宅等において、特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはならない。また利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けるようなことはあってはならないものとします。

医療機関、各関係機関との連携

- ・利用者が医療機関等に入院した際、その入院先（入院機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えてもらうよう依頼します。
- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者

の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また主治の医師等に入院中の医療機関の医師を含むこととし、退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始するにあたり居宅サービス計画に通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションを位置付ける際には入院中の医療機関の医師に意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を意見を求めた主治の医師等に交付致します。

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的・活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。

居宅サービス計画の届出

- ・ 平成 30 年 10 月以降に作成または変更した居宅サービス計画のうち、一定回数以上の訪問介護（生活援助中心のものに限る）を位置づけた場合、位置づける必要性を居宅サービス計画に記載し、当該居宅サービス計画を翌月の末日までに市へ届出ることとする。

虐待防止について

- ・ 事業者は利用者の人権擁護・虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講じます。
- ・ 虐待が発生した場合の対応
利用者に虐待が疑われる場合には虐待防止担当者（居宅管理者）虐待防止対応責任者（施設長）に報告します。
虐待が発生した場合（疑いを含む）には速やかに報告、通報します。
前橋市長寿包括ケア課 地域支援係（027-289-6275）
前橋市地域包括支援センター桂萱（027-264-0808）

ハラスメント対策

- ・ 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ・ 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。ハラスメントに該当した場合サービス提供ができなくなる場合もあります。

緊急時の対応方法及び事故発生時の対応

- ・ 利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先（ご家族等）に連絡し、高齢者が安心して利用できるサービス提供体制を確立するため、事故防止に努めると共に、介護保険法並びに厚生労働省令に基づ

き、サービス提供に伴う事故発生につきましては、下記のとおり対応いたします。

(1) 医療機関への対応

地域の救急医療機関を基本に対応し、移送等は消防署に依頼します。

(2) 事故発生時の連絡

保険者へ報告すべき基準

- ・介護サービス提供に伴い、発生した重症又は死亡等の事故
- ・介護サービス提供に伴い、発生した損害賠償事故
- ・食中毒及び感染症等で法令により、保健所等へ報告が義務付けられている事由の事故
- ・その他、必要と認められるもの
事例：看護、介護等による虐待、行方不明など

オンラインモニタリング

サービス担当者会議において次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得た場合、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリング(オンラインモニタリング)を実施します。

- ・利用者の状態が安定していること
- ・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む)
- ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集する。

少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問。

<サービス利用料金>

(1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、別紙のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

(2) 交通費(契約書第8条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、請求後25日以内までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み 高崎信用金庫 前橋支店 普通預金 2128416 イ. 現金でのお支払い

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替(契約書第7条参照)

事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 施設長 坂井 賢二

受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30 電話番号 027-269-1667

（2）行政機関その他苦情受付機関

前橋市役所 介護保険課	所在地 前橋市大手町 2 - 1 2 - 1 電話番号・FAX 027-224-1111 受付時間 8：30～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町 3 3 5 - 8 電話番号 027-290-1323 受付時間 9：00～16：30 (土・日曜日、祝日を除く)
群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋町 1 3 - 1 2 電話番号 027-255-6669 FAX 027-255-6173 受付時間 9：00～17：00 (12:00～13:00 を除く) (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

< 重要事項説明書付属文書 >

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 2 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

- ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の居宅サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

<p>ご契約者が死亡した場合 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合 ご契約者が介護保険施設に入所した場合 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）</p>

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前（最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

<p>事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</p>
--

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第16条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

4. 介護サービス情報の公表

事業所が公開している情報を、いつでも誰でも自由に入手できます。

利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選び、安心してご利用いただくためのものです。

群馬県 介護サービス情報公表システム
URL <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

やすらぎ園居宅介護支援事業所

1 居宅介護支援費

区 分	項 目	金 額			
基 本	要介護 1 又は要介護 2	1,086 単位 / 月			
	要介護 3 から要介護 5	1,411 単位 / 月			
加 算	初回加算 新規に居宅サービス計画を作成する場合	300 単位 / 月			
	要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合				
	特定事業所加算 一定条件の下、評価された事業所に対して加算	323 単位 / 月			
	入院時情報連携加算 入院当日（入院日以前も含む）に情報提供を行った場合	250 単位 / 月			
	入院時情報連携加算 入院後 3 日以内に情報提供を行った場合	200 単位 / 月			
	退院・退所加算 退院又は退所にあたって病院等職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成した場合 イ...カンファレンス参加無し、 ロ...カンファレンス参加有り	加算()	イ 情報収集 1 回 450 単位	ロ カンファレンス 1 回 600 単位	
		加算()	情報収集 2 回 600 単位	情報収集 1 回 カンファレンス 1 回 750 単位	
		加算()	/	情報収集 2 回 カンファレンス 1 回 900 単位	
通院時情報連携加算 利用者が医師（ 歯科医師を含む ）の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合	50 単位 / 月				
緊急時等居宅カンファレンス加算 病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	200 単位 (利用者1人につき月に2回を限度)				

介護報酬は 1 単位に 10.21 円（前橋市地域加算）を掛けた金額となります。

原則、自己負担額はありせん。ただし、介護保険料の滞納等により、介護保険給付が当事業所に支払われない場合は、上記の利用料金をお支払い下さい。

やすらぎ園居宅介護支援事業所 サービス利用割合等 説明書

前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	29%
通所介護	49%
地域密着型通所介護	26%
福祉用具貸与	52%

前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合(上位3位)

訪問介護	前橋市社会福祉協議会 ヘルパーステーション 29%	やすらぎ園ホーム ヘルパーステーション 23%	ヘルパーステーション らいと 13%
通所介護	やすらぎ園デイサービスセンター 56%	ディースポーツ プラザ 4%	ひだまりの峰 3%
地域密着型通所介護	デイサービスひいらぎ 37%	デイサービス湯游 22%	明風園デイサービス 12%
福祉用具貸与	エフビー介護 サービス 27%	ヤマシタ 20%	パナケア真中 14%

判定期間(令和7年3月～令和7年8月)

前期(3月1日～8月末日)

後期(9月1日～2月末日)

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

やすらぎ園居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 〒 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 〒 _____

氏名 _____ 印

この重要事項説明書は、厚生省令第38号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。